

第4回市民活動推進委員会
令和元年10月29日

資料3

「市民協働ファシリテーター登録制度」の
創設と運用について

1 制度創設の背景

(1) 制度創設の背景～現状と課題～

市は、社会の成熟化に伴い、福祉、健康づくり、防災、防犯、子育て、子どもの健全育成、コミュニティ形成等、様々な課題へ対応するため、各種計画等を策定し、種々の課題への対応策を講じている。

各種計画等を策定する過程において、市民参加条例に基づき様々な市民参加手法が用いられており、これから市民参加・協働のまちづくりを推進していくために、意見交換会¹やワークショップ²など「対話型の市民参加手法」の充実とまちづくりの主体となる市民の合意形成が重要な課題となっている。

また、市民活動支援課では平成 28 年度から「地域づくりコーディネート（入門）講座」を開催し、地域での会議や話し合いの場をうまく進め、活動を活性化させるために必要な進行技術を実践的に学ぶ講座を実施してきた。

○【参考】意見交換会・ワークショップ等を策定に取り入れた事業（平成 26 年度～平成 29 年度）

意見交換会	<ul style="list-style-type: none">・ 西白井地区コミュニティ施設建設事業・ 第 7 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業・ 白井市地域福祉計画策定事業・ 市役所庁舎整備事業・ 障害者計画等策定業務・ 都市マスタープラン策定事業・ 白井市障害者計画等策定事業・ 白井市第 5 次総合計画策定事業・ 白井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例策定事業・ 白井市第 5 次総合計画策定事業
ワークショップ	<ul style="list-style-type: none">・ 白井市地域公共交通網形成計画策定事業・ 都市マスタープラン策定事業・ 白井市第 5 次総合計画策定事業

○地域づくりコーディネート（入門）講座の概要

回数など	3 回シリーズ 計 9 時間
講師	NPO 法人国際ファシリテーション協会 椿景子 市民活動支援課職員
内容	会議や話し合いの場をうまく進めたり、活性化させる方法
受講者	地域活動（自治会活動、PTA 活動、市民活動、ボランティア活動等）の実践者 平成 28 年度 27 人 平成 29 年度 32 人 平成 30 年度 33 人 延べ人数：92 名 実人数：79 人

¹ 市民と実施機関及び市民同士の自由な意見交換により、複数の市民の意見を収集することを目的とする集まりのこと。（市民参加条例第 18 条）

² 市民と実施機関及び市民同士の自由な議論により、市民意見の方向性を見出すことを目的とする集まりのこと。（市民参加条例第 21 条）

(2) 課題に向けた方策

1) 目的

地域づくりコーディネート講座の受講生で、基本的なコーディネート能力と会議をコーディネートする実践意欲を有する人の活躍の機会づくりとして、市が行う意見交換会やワークショップ等でファシリテーター（進行役）に登用することにより、市民の意見の引き出しや多様な意見の合意形成を円滑に進め、市民主体の地域づくりの活性化につなげる。

ファシリテーターとは

様々な会議や話し合い等において、参加者の主体性を引き出し、全員が納得できるような（合意形成）会議を円滑に進めるために支援する技術（ファシリテーション）を用いて、会議を進行する人。

2) 方策

各課等が市民協働ファシリテーターに登用し、意見交換会やワークショップ等が行えるよう「市民協働ファシリテーター登録制度」を創設する。

(3) 政策的な位置づけ

第5次総合計画（平成28年3月策定）

重点戦略3 拠点創造プロジェクト 3-3 拠点がつながるまちづくり

(1) コーディネーターの発掘・育成

地域づくりを活性化するため、行政・地域住民・団体等をコーディネートする人材を発掘し、研修等の実施を通じた育成を進めます。

平成30年度白井市施策評価外部評価（平成30年12月）

戦略3-3 拠点がつながるまちづくり

【外部評価意見】（抜粋）

コーディネーターの育成について、市民間・市民と行政の間など、どの場面で何をどのように「つなぐ」のかを整理し、既存の地域リーダーから新規の人までを射程に入れつつも、現場でどのようなことが期待されるのかを見通しながら、その人材発掘や育成に努めていくこと。

【対応方針（平成31年度）】（抜粋）

平成28年度から平成30年度まで市民を対象に実施してきた地域づくりコーディネート入門講座の受講生にはたらきかけ、コーディネートの実践意欲が高い方を市に登録していただく。登録した市民が、市が各種計画等を策定する過程で実施する地域でのワークショップ等において、グループの進行役を担うことによってコーディネーターとしての役割を発揮していただく。

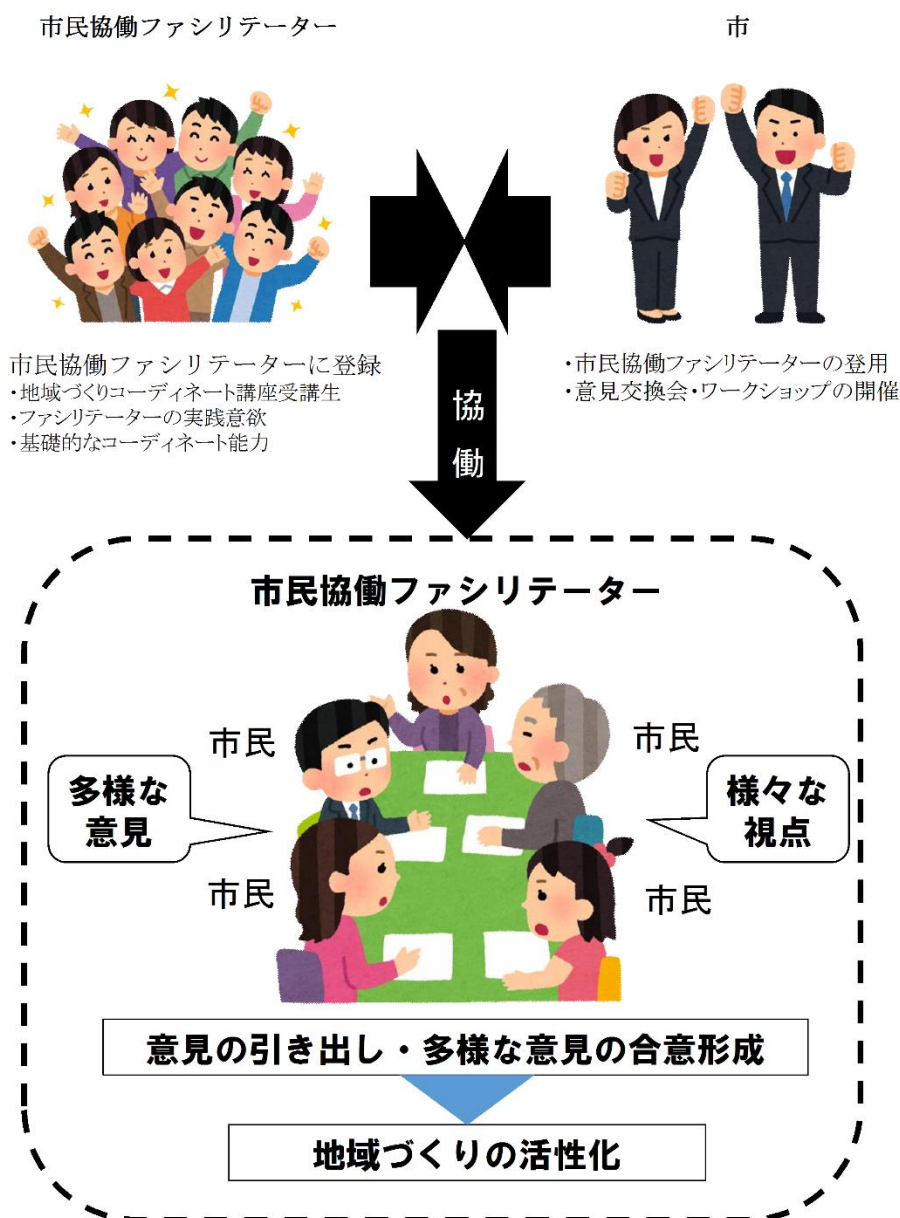
白井市行政経営指針

基本方針1 市民自治のまちづくり 1. 市民参加の充実

2 市民協働ファシリテーター登録制度とは

平成28年度から毎年市が実施している「地域づくりコーディネート（入門）講座」を受けた市民の中で、意見交換会等の会議をコーディネートするファシリテーターとして実践意欲を持つ人を登録し、各課等が実施する意見交換会、ワークショップ等のファシリテーターとして登録者を登用する制度である。

これにより、会議等のコーディネートの基本的スキルを習得した市民の活躍の機会を作るとともに、意見交換会等での意見の引き出しや多様な意見の合意形成を円滑に進め、地域づくりの活性化を図る。



3 市民協働ファシリテーターの要録要件

市民協働ファシリテーターに登録するためには、下記の2つの要件を満たすことが必要となる。

①趣旨に賛同し、会議をコーディネートするファシリテーターとして実践意欲を持つ人

市民協働ファシリテーター登録制度の趣旨に賛同し、自身のコーディネートスキルを活かして会議を進行し、意見の引き出しと合意形成を行う意欲があること。

②市の地域づくりコーディネート講座を受けていること

平成28年度から実施している地域づくりコーディネート（入門）講座を受講（3回シリーズ中2回以上）しており、基本的なコーディネートスキルが身につけていること。
また、コーディネートスキルの研鑽のため、概ね3年に1度以上地域づくりコーディネート講座を受講できること。

【過去の地域づくりコーディネート講座 受講者数】

年度	受講者数	2回以上受講者数
平成28年度	27人	23人
平成29年度	32人	29人
平成30年度	33人	28人
合計	92人（のべ数）	80人（のべ数）

平成28年度～30年度の間で、2回以上受講した人の実人数：**69人**

※審議会等委員と異なり、ボランティアでの登録となるため、報酬等はなし。

4 他自治体の類似制度

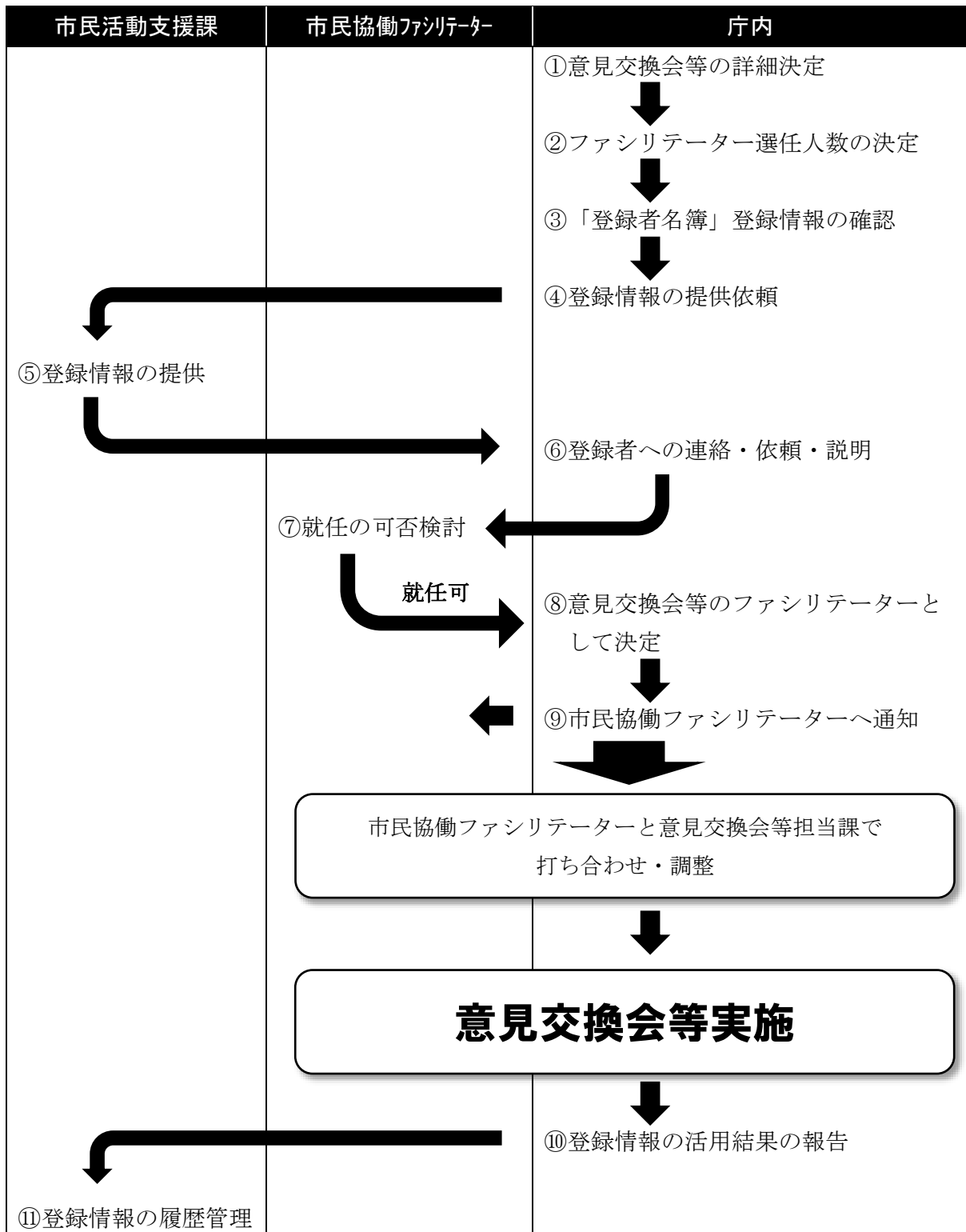
○まちづくり協働ファシリテーター（静岡県牧之原市）

[概要]

牧之原市で実施している「男女協働サロン」（話し合いの場）を開催するにあたり、「まちづくり協働ファシリテーター養成講座」を受講した市民を「まちづくり協働ファシリテーター」として協働し、会議のファシリテーターとして登用する制度。



5 制度運用の流れ



6 制度運用のスケジュール

月		市民	庁内
7	上		7/2 市民環境経済部部内会議
	中		7/17 7月第2回戦略会議付議
	下	7/29 市民協働ファシリテーター登録通知発送	
8	上	8/7 登録者説明会	参加者：13人
	中	8/16 市民協働ファシリテーター登録締切	
	下	8/26 登録者へ通知	
9	上	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 登録者名簿完成 ○登録者数：19人/69人 (27.5%) (男性15人、女性4人) </div>	
	中		
	下		
10	上	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 「白井第5次総合計画後期基本計画」および「白井市第2次まち・ひと・しごと創成総合戦略」策定事業(タウンミーティング)にて運用・検証の実施 </div>	
	中		
	下		
2	上		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 検証結果の報告とりまとめ </div>
	中		
	下		
3	上		議員全員協議会で制度説明
	中		庁内制度説明会 (職員・課長)
	下	HP掲載 (制度周知)	
4	上	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 令和2年4月 制度運用開始 </div>	
	中		
	下		
5	上		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 随時 ・意見交換会等で市民協働ファシリテーターを登用 </div>
	中		
	下		

7 その他

問 市民協働ファシリテーターを登用するのに予算を計上する必要は

市民協働ファシリテーターに登録する際、ボランティアでお願いするため、謝金や交通費等は不要。

ただし、意見交換会等で参加者へお茶等を配付する際、市民協働ファシリテーターへのお茶等についても、ご配慮いただきたい。

問 ファシリテーターとしての質について

登録要件に「趣旨に賛同し、会議をコーディネートする意欲があること」、「市の地域づくりコーディネート講座を受けていること」と定めていることから、基本的なコーディネートスキルは習得している事が前提条件ですが、登録した市民の個人差（意欲やコーディネートスキル）があるため、登録することで質を保証しているものではない。

問 必ずこの制度を利用しなければならないか

基本的なコーディネートスキルを有し、会議のコーディネートについて意欲のある市民が登録されているため、意見交換会やワークショップ等のファシリテーターとして登用することが望ましい。

ただし、テーマの専門的知識や経験がなければ難しい意見交換会や高度な技術・豊富な経験が必要とされるワークショップ等、市民協働ファシリテーターを登用することが適さない場合はこの限りではない。

問 市民協働ファシリテーターに依頼したら必ず引き受けてもらえるのか

登録者はファシリテーターとして実践する意欲があり登録しているが、意見交換会、ワークショップの開催日時、場所、内容によって、承諾するか否かを判断してもらうため、依頼の際に十分に説明を行うこと。

問 無作為抽出公募委員との違いについて

平成31年度から本格運用を開始した無作為抽出公募委員制度において、意見交換会等の公募委員として登録している委員については、あくまで参加者側の立場で登用することを想定しているため、ファシリテーター（会議進行役）として登用する場合は、「市民協働ファシリテーター登録制度」から登用するもの。

問 名簿登録の期限はあるか

継続的なコーディネート能力研鑽のため、概ね3年に1度は市が実施する地域づくりコーディネート講座を受講してもらうため、登録年度から2年後の年度末に設定する。
例：令和元年度に登録→令和3年度末まで（令和4年3月31日まで）